

小田原版 STEAM 教育継続支援業務に係るプロポーザル 実施要領

1 目的

小田原版 STEAM 教育継続支援業務を実施するに当たり、本市における小田原版 STEAM 教育の充実を図るため、公募型プロポーザル方式により、高い専門的知識、豊富な業務実績等を有する優れた受託者を選定しようとするものである。

2 業務概要

(1) 件名 小田原版 STEAM 教育継続支援業務

(2) 業務目的

本業務は、生徒が郷土小田原をフィールドに、身近な実社会の諸問題と出会い、その問題の解決のために教科で学んだことを統合的に働かせながら探究的・創造的な活動を行うことで、「社会参画」「協働性」「論理的思考力」「表現力・創造力・実行力」等のより良い社会を実現しようとする資質・能力を育てる教育である「小田原版 STEAM 教育」を継続して実施するにあたり、必要な支援を各中学校に対して行うことを目的とするものである。

(3) 業務内容

受注者の実施する業務

- ・教員を対象とした探究的な学びを展開するためのファシリテーション研修の実施
- ・小田原版 STEAM 教育の目的・考え方・思考プロセスを踏まえた授業実施の支援
- ・各校の実態やニーズを踏まえた授業プランの設計
- ・地域をフィールドとした授業展開を可能にする授業プランの設計
- ・生徒の学習活動のフォローアップ
- ・指導内容・方法についての、発注者及び教員との打合せの実施
- ・地元企業・団体等との外部連携のための連絡・調整
- ・発注者が主催する研修会等への参加および協力
- ・発注者および学校への授業時の記録や画像の提供
- ・学校ごとの活動の様子をまとめた報告書の作成および発注者への提出
- ・その他、発注者と受注者との協議により決定した業務

(4) 業務期間 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで

(5) 上限額 22,647,000 円（消費税及び地方消費税を含む。業務期間 3 年間の総額）

内訳 令和 8 年度 7,549,000 円

令和 9 年度 7,549,000 円

令和 10 年度 7,549,000 円

3 実施形式

公募型プロポーザル

4 参加資格要件

次の要件を満たす法人その他の団体（以下、「法人等」という。）であって既存のものであること。なお、要件の基準日は書類提出日とする。ただし、書類提出後であっても備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 小田原市契約規則（昭和 39 年規則第 22 号）第 5 条の規定に該当する者であること。
- (3) 市若しくは他の地方公共団体又は国から指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 令和 4 年度から令和 6 年度の間に、中学校または高等学校における総合的な学習（探究）の時間の授業支援実績を 2 件以上有すること。
- (6) 小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、登録されていない場合は、参加申込書の提出期限までに「かながわ電子入札共同システム／資格申請システム」において申請を行うこと。（当該業務に係る営業種目において、優先交渉権者を選定する期日までに登録が完了すること。）

5 参加申込

(1) 提出資料

書 類	備考
(様式 1) 誓約書	・代表者印を押印すること。
(様式 2) 参加申込書	・代表者印を押印すること。
(様式 3) 業務実績確認書	・令和 4 年度から令和 6 年度の間に、公募開始日時点の内容を記入すること。 ・複数の実績がある場合には、発注者 1 件ごとに 1 枚に記載し、3 件まで提出できるものとする。 ・業務実績に記入した業務について、契約書（鑑）の写しを添付すること。
(様式 4) 会社概要	・欄内に示しきれない場合は、別紙での提出も認める。 ・次の書類（又はその写し）を添付すること。 ①前年度の法人事業税の納税証明書（写し可） ※都道府県で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額が 0 であるものに限る。 ②前年度の法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（その 1）（写し可） ※税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるものに限る。 ③直近 3 年度分の貸借対照表（写し可） ④直近 3 年度分の損益計算書（写し可） ⑤直近 3 年度分の株主資本等変動計算書（写し可） ⑥直近 3 年度分のキャッシュ・フロー計算書 ・応募者が、かながわ電子入札共同システムに未登録の場合は、以下の書類も添付すること。（各 1 部） ①定款及びその他の規約（写し） ②経歴事項全部証明書（登記簿謄本） ※3 か月以内に発行されたものの写し ③営業証明書 ※3 か月以内に発行されたものの写し ④印鑑証明書（写し可）
(様式 5) 業務実施体制 (配置従事者) 調書	・本業務を担当する従事者 3 名以内を記入する。 ・当該配置従事者は、死亡、傷病、退職等の極めて特別な理由が生じた場合を除き、原則、変更は認めない。 ・業務実績は、過去 10 年間に、（平成 27 年度から令和 6 年度まで）において、該当の従事者が携わった、実施要領 4（6）に掲げ

	る業務の実績を記入する。 ・業務実績に記入した業務について、契約書（鑑）の写しを添付すること。 ・業務実績の立場は、当該業務での役割を記入する。
--	--

(2) 提出期限

令和7年（2025年）11月20日（木）午後5時までに直接持参又は郵送（書留郵便等確実な方法に限る。）により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。また、郵送の場合は提出期間中必着とする。

(3) 提出先 小田原市教育委員会教育指導課 教育研究所 小田原版 STEAM 教育担当

住所：〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

電話：0465-33-1730

(4) 参加資格要件の確認結果

令和7年（2025年）11月28日（金）までに「参加資格審査結果通知書」（様式6）により、電子メールで通知する。また、資格を有すると認められなかった理由の説明を求めることができる期間は、11月28日（金）から12月5日（金）までとする。

6 質疑・回答

本案件の業務内容等に関して不明な点がある場合は、質問書（様式7）を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年（2025年）11月5日（水）午後5時までに郵送（書留郵便等確実な方法に限る。）又は電子メールにより提出すること。また、郵送の場合は提出期間中必着とし、電子メールを送信した際は、市担当者にその旨を電話連絡すること。

(2) 提出先 小田原市教育委員会教育指導課 教育研究所 小田原版 STEAM 教育担当

住所：〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

電話：0465-33-1730

E-mail：kyo-labo@city.odawara.kanagawa.jp

(3) 回答

受け付けた質問及び質問に対する回答は、令和7年（2025年）11月13日（木）に出された質問事項全てを取りまとめて小田原市のホームページに掲載する（回答には会社名は表示しない。）。ただし、質問の内容によって本プロポーザルによる候補者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

7 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者は次のとおり企画提案書（及び費用見積書）を提出すること。

(1) 提出資料

書 類	部 数
(任意様式) 企画提案書 ・次の①及び②について明示した上で、③及び④について具体的な提案を行うこと。 ① 企業概要 ② 実績	1 部 (社名、押印あり) 12 部 (社名、押印なし)

③ 授業支援について （打ち合わせ・授業支援者としての支援・外部連携の支援） ④ 研修支援について （教員に対するファシリテーション研修等） ・これ以外にも、本業務の目的を達成する上で有効な提案があれば記載すること。	
（様式8）費用見積書	

（2）企画提案書作成要領

- ア 用紙は、A4判両面使用・縦型・横書・左綴じ（A3判は折込）とすること。
- イ ページ番号は表紙を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- ウ 企画提案書は、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を使用するときは、注釈を付すこと。
- エ 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨とすること。
- オ 企画提案書には、提出部数13部のうち1部を除き、法人名、ロゴマーク等、応募者が特定される表示は一切しないこと。

（3）提出の期限

令和7年（2025年）12月12日（金）午後5時までに直接持参又は郵送（書留郵便等確実な方法に限る。）により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。また、郵送の場合は提出期間中必着とする。

（4）提出先

参加申込提出先に同じ。

8 審査の方法

（1）審査委員会

「小田原版 STEAM 教育継続支援業務に係るプロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）の委員が、提出された企画提案書及びプレゼンテーション審査会での内容を基に審査する。

（2）プレゼンテーション審査会

- ア 日時 令和7年（2025年）12月22日（月） ※時間は別途通知する。
- イ 場所 小田原市役所6階 602会議室
- ウ 実施方法
 - ・プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いて、20分以内で説明するものとし、質疑応答は15分程度とする。なお、プレゼンテーションで使用する資料は、提出資料（企画提案書等）に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。
 - ・参加事業者によるプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開で行う。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答においては、「A社」「B社」等、参加事業者名を伏せて行う。
 - ・プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、パソコン及びケーブル等は持参すること。
 - ・プレゼンテーションの時間はタイムキーパーが計測し、終了5分前には、進行役からその旨を告知する。

（3）評価方法

- ア 優先交渉権者の選定は、企画提案書等評価及び価格点により行う。

イ 企画提案書等評価は、委員会が提出資料、企画提案書並びに、プレゼンテーション及びヒアリングにより行う。

ウ 価格点は、費用見積書（前記「7（1）」）により算出する。

エ 企画提案書等評価及び価格点に配分する得点は次のとおりとする。

評価項目	評価配点	ウェイト	備考
企画提案書等評価	560点	80%	80点×7人
価格点	140点	20%	
総合計	700点	100%	

※評価項目及び配点の詳細は、別紙評価基準表のとおり

（4）優先交渉権者の選定

ア 各評価点数を合計し、最高得点者を優先交渉権者とし、最高得点者の次の高得点者を次点交渉権者として選定する。最高得点者又は次点交渉権者が複数の場合は、委員会の総合的な審査により優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

イ 委員会の委員の半数以上から、評価項目のいずれか同一の項目において0点と評価された者は、失格とする。

ウ 総合評価点が満点の60%に満たない者は、失格とする。

（5）審査結果通知

審査の結果は、令和8年（2026年）1月9日（金）までに「プロポーザル審査結果通知書」（様式9）により、郵送で通知する。優先交渉権者として選定されなかった参加事業者が理由の説明を求めることができる期間は、1月9日（金）から19日（月）までとする。

（6）審査結果の公表

令和8年（2026年）1月26日（月）に優先交渉権者名、次点交渉権者名を、市ホームページ上で公表する。

9 契約の締結

（1）契約締結の手続き

優先交渉権者から示された提案書及び費用見積書の内容・金額を契約内容の基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、受託事業者として決定し契約を締結するものとする。なお、協議が合意に至らなかった場合は、優先交渉権者に代え、次点交渉権者との協議に入るものとする。

（2）契約保証金

小田原市契約規則の規定による。

10 スケジュール

プロポーザル方式の実施の公表	令和7年10月21日（火）
質問書の提出期限	令和7年11月5日（水） 午後5時まで
質問書に対する回答期限	令和7年11月13日（木）
参加申込等の受付期限	令和7年11月20日（木） 午後5時まで
参加資格の審査・審査結果の通知	令和7年11月28日（金）
参加資格審査結果問い合わせ期間	令和7年11月28日（金）～12月5日（金）
提案書の提出期限	令和7年12月12日（金） 午後5時まで
プレゼンテーション審査会	令和7年12月22日（月）

プロポーザル審査結果の通知	令和8年1月9日（金）
プロポーザル審査結果問い合わせ期間	令和8年1月9日（金）～19日（月）
評価及び選定結果等の公表	令和8年1月26日（月）～
契約の締結	令和8年2月 予定

11 失格

次の項目に一つでも該当するときは、失格とする。

- （１）参加資格要件を満たしていないとき。
- （２）ひとつの事業者が複数参加申込みをしたとき。
- （３）実施要領に示した内容に適合しないとき。
- （４）所定の日時及び場所においてプレゼンテーションを行わないとき。
- （５）提出書類やプレゼンテーション又はヒアリングの内容に虚偽の記載又は発言があったとき。
- （６）見積金額が2－（５）の上限額を超えているとき。
- （７）本プロポーザルに参加する者又はその関係者が、委員会の委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- （８）その他、本件プロポーザルに関する条件に違反したとき。

12 その他

- （１）採用になった提案について、協議の上、内容及び金額を一部変更する場合がある。
- （２）本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- （３）提出されたすべての資料の所有権は小田原市に帰属し、提出書類は採否に関わらず返却しない。
- （４）市は、提出された書類について、小田原市情報公開条例の規定による請求に基づき第三者に開示することがある。
- （５）優先交渉権者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- （６）提出後の参加申込書及び企画提案書等の修正又は変更は、認めない。
- （７）参加表明後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書（任意様式）を提出すること。
- （８）電子メール等の通信事故について、小田原市は一切の責任を負わないものとする。

13 応募及び手続きの問い合わせ先

小田原市教育委員会 教育部 教育指導課 教育研究所 小田原版 STEAM 教育担当

住所： 〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

電話： 0465-33-1730 F A X : 0465-32-7855

E-mail : kyo-labo@city.odawara.kanagawa.jp